

流山市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者（指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に限る。以下同じ。）の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第115条の32第2項第4号の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について、介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）（別記第2号様式）により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

(電子申請による届出)

第5条 業務管理体制の整備に関する届出システム（以下、「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出については、第2条から前条までの規定による第1号様式又は第2号様式によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

(関係機関への情報提供)

第6条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長に対して、情報

を提供することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前において、既に届出が行われている法第115条の3第2項第4号及び第3項に規定する届出については、第2条及び第3条の規定に基づき届出が行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和5年9月11日から施行する。